

**第20号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例**

**第21号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例**

**第29号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例**

## 1. 改正理由

児童福祉法が改正され、施設名称等が改められたことに伴い、規定整備を行う。

## 2. 改正内容

(1) 第20号、第21号、第29号議案について、「情緒障害児短期治療施設」の名称を「児童心理治療施設」に改める。

(2) 第20号議案について、児童福祉法第56条第3項が第56条第2項に改められたため、参照している規定（第4条第3項）を改める。

### 【児童心理治療施設】

保護者等による虐待、家庭や学校での人間関係等が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることにより、社会生活が困難になっている児童が短期間入所し、または保護者のもとから通い、心理面からの治療および指導を受けることを目的とする施設である。

## 3. 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

## 4. 適用日

平成29年4月1日

新旧対照表

○品川区保育の実施等に関する条例

新	旧
<p>(費用の徴収)</p> <p>第4条 区長は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）第1条に規定する保育所において、保育の実施または幼児教育の実施を受ける児童の扶養義務者から、当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>2 区長は、私立保育所（都道府県および区市町村以外の者が設置する保育所をいう。）において、保育の実施を受ける児童の扶養義務者から、支援法附則第6条第4項の規定に基づき、同項に規定する保育費用を当該扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して定める額を徴収する。</p> <p>3 区長は、法第24条第5項に規定する措置または同条第6項の措置（以下「保育の措置」という。）を受ける児童の扶養義務者から、法第56条第2項の規定に基づき、法第51条第4号または第5号の措置に要する費用を徴収する。</p> <p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところによ</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第4条 区長は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）第1条に規定する保育所において、保育の実施または幼児教育の実施を受ける児童の扶養義務者から、当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>2 区長は、私立保育所（都道府県および区市町村以外の者が設置する保育所をいう。）において、保育の実施を受ける児童の扶養義務者から、支援法附則第6条第4項の規定に基づき、同項に規定する保育費用を当該扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して定める額を徴収する。</p> <p>3 区長は、法第24条第5項に規定する措置または同条第6項の措置（以下「保育の措置」という。）を受ける児童の扶養義務者から、法第56条第3項の規定に基づき、法第51条第4号または第5号の措置に要する費用を徴収する。</p> <p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところによ</p>

新	旧
<p>り決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>(1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または法第43条の2の<u>児童心理治療施設</u>(当該施設に通所する場合に限る。)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(保育の実施を受けた児童にあつては別表第1のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または幼児教育の実施を受けた児童にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。)以外の特定被監護者等(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。</p>	<p>り決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>(1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または法第43条の2の<u>情緒障害児短期治療施設</u>(当該施設に通所する場合に限る。)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(保育の実施を受けた児童にあつては別表第1のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または幼児教育の実施を受けた児童にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。)以外の特定被監護者等(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。</p>

新旧対照表

○品川区保育の実施等に関する条例

新	旧
<p>(費用の徴収)</p> <p>第4条 区長は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）第1条に規定する保育所において、保育の実施または幼児教育の実施を受ける児童の扶養義務者から、当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>2 区長は、私立保育所（都道府県および区市町村以外の者が設置する保育所をいう。）において、保育の実施を受ける児童の扶養義務者から、支援法附則第6条第4項の規定に基づき、同項に規定する保育費用を当該扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して定める額を徴収する。</p> <p>3 区長は、法第24条第5項に規定する措置または同条第6項の措置（以下「保育の措置」という。）を受ける児童の扶養義務者から、法第56条第2項の規定に基づき、法第51条第4号または第5号の措置に要する費用を徴収する。</p> <p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところによ</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第4条 区長は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）第1条に規定する保育所において、保育の実施または幼児教育の実施を受ける児童の扶養義務者から、当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>2 区長は、私立保育所（都道府県および区市町村以外の者が設置する保育所をいう。）において、保育の実施を受ける児童の扶養義務者から、支援法附則第6条第4項の規定に基づき、同項に規定する保育費用を当該扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して定める額を徴収する。</p> <p>3 区長は、法第24条第5項に規定する措置または同条第6項の措置（以下「保育の措置」という。）を受ける児童の扶養義務者から、法第56条第3項の規定に基づき、法第51条第4号または第5号の措置に要する費用を徴収する。</p> <p>(費用の額の決定)</p> <p>第5条 前条第1項から第3項までの規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 保育の実施または保育の措置（支援法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合） 児童1人につき、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 幼児教育の実施 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における当該児童のうち最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところによ</p>

新	旧
<p>り決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>(1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または法第43条の2の<u>児童心理治療施設</u>(当該施設に通所する場合に限る。)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(保育の実施を受けた児童にあつては別表第1のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または幼児教育の実施を受けた児童にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。)以外の特定被監護者等(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。</p>	<p>り決定する者とする。別表第3において同じ。)以外の児童に係る保育料は、当該児童1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>(1) 支援法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 支援法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 法第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または法第43条の2の<u>情緒障害児短期治療施設</u>(当該施設に通所する場合に限る。)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(保育の実施を受けた児童にあつては別表第1のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または幼児教育の実施を受けた児童にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)に、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等(同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。)以外の特定被監護者等(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等(令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第1のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。</p>

新旧対照表

○品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

新	旧
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまた</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者（以下「特定家庭的保育事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまた</p>

新	旧
<p>はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>(1) 教育・保育施設</p> <p>(2) 地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設または<u>児童心理治療施設</u>（当該施設に通所する場合に限る。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあっては別表第1の第1階層から第3階層(1)まで、別表第2のA階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定教育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあっては別表第2のA階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあっては別表第1の第1階層から第3階層(2)までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一の特定</p>	<p>はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額</p> <p>イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。）以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>(1) 教育・保育施設</p> <p>(2) 地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設または<u>情緒障害児短期治療施設</u>（当該施設に通所する場合に限る。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあっては別表第1の第1階層から第3階層(1)まで、別表第2のA階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定教育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあっては別表第2のA階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあっては別表第1の第1階層から第3階層(2)までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一の特定</p>

新	旧
<p>被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第5および別表第6において同じ。)以外の特定被監護者等(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第1階層から第3階層(2)まで、別表第2のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る利用者負担額にあつては別表第1の第1階層から第3階層(2)まで、別表第2のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第4階層(1)までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る利用者負担額にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第6に定める額とする。</p>	<p>被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第5および別表第6において同じ。)以外の特定被監護者等(前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第1の第1階層から第3階層(2)まで、別表第2のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る利用者負担額にあつては別表第1の第1階層から第3階層(2)まで、別表第2のA階層からD階層の第4階層(1)までおよび別表第3のA階層からD階層の第4階層(1)までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る利用者負担額にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第6に定める額とする。</p>

新旧対照表

○品川区立幼稚園条例

新	旧
<p>(保育料)</p> <p>第4条 保育料の額は、幼児1人につき、別表第2に定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>(1) 法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または同法第43条の2の<b>児童心理治療施設</b>（当該施設に通所する場合に限る。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。）以外の特定被監護者等（前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。）に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4</p>	<p>(保育料)</p> <p>第4条 保育料の額は、幼児1人につき、別表第2に定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校もしくは義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第3において同じ。）以外の幼児に係る保育料は、当該幼児1人につき、別表第3に定める額とする。</p> <p>(1) 法第7条第4項の教育・保育施設</p> <p>(2) 法第7条第5項の地域型保育事業を行う事業所</p> <p>(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第3条第2号の幼児教育施設</p> <p>(4) 学校教育法第76条第2項の特別支援学校の幼稚部</p> <p>(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項の児童発達支援もしくは同条第3項の医療型児童発達支援を行う施設または同法第43条の2の<b>情緒障害児短期治療施設</b>（当該施設に通所する場合に限る。）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）に、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4および別表第5において同じ。）以外の特定被監護者等（前項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。）に係る保育料は、当該特定被監護者等1人につき、別表第4に定める額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2の第1階層から第3階層までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等（令第4条第4</p>

新	旧
<p>項に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。</p>	<p>項に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯で、当該要保護者等に係る特定被監護者等(第2項各号に掲げる施設または事業所のいずれかに通園し、入所し、または通所している特定被監護者等に限る。)が、1人いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては別表第2の第1階層から第3階層までに定める額に100分の50を乗じて得た額とし、2人以上いる場合における特定被監護者等に係る保育料にあつては当該特定被監護者等1人につき別表第5に定める額とする。</p>